

京都市告示第 365号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成19年2月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成19年2月27日（火）、28日（水）及び
3月1日（木）

（歴史資料館）